

3月定例会 一般質問

村政を問う

一般質問とは定例議会において、各議員が住民の代表として行政全般にわたり村当局の考え方や疑問をたずねることです。

また、議員にとって政策の見直しや政策を提言する重要な活動の場です。

今回は、4人の議員が登壇しました。

質 問 者	質 問 事 項	ページ
遠藤 正彦	① 小学校の統合について	9
	② デジタル化による「書かない窓口」の推進について	
水野 一彦	① 加速する情報社会に対応できるように	10
高橋 七重	① 女性消防クラブの活動を見直す時ではないか	10～11
	② 地域子育て支援をさらに充実させるために	
	③ 難聴者のために磁気誘導ループの導入を	
	④ 村民がジュピア内でイベントを開催する際の利用料について	
三本松和美	① 交付税措置額について	11～12
	② 高校生への通学支援について	
	③ 産業建設課を2課にする機構改革について	



遠藤 正彦 議員

Q 小学校の統合について

第5次平田村総合計画の後期基本計画には「統合、小中一貫校など将来の在り方を検討する重要な時期に差し掛かっている」と記載されている。そこで2点について伺う。

① 庁舎内、担当部署において、小学校統合に向けた検討は始まっているのか。

② 現在の児童数を基にひらた清風中学校校舎を小中一貫校とした場合、既存の施設で対応できるのか。

A 令和6年度に小学校統合準備委員会を設置

▼教育課長

① 小中一貫校を含めた学校統合の在り方について情報収集を行い、今後の小学校入学予定の児童数を把握し、統合の必要性や時期等について検討を進めている。今後は庁内全体で課題等を共通認識し、学校統合に関する検討委員会等を立ち上げていきたい。

② ひらた清風中学校には使用している教室が6教室、代用することが可能な2教室を含めても最大8教室。

いずれ小中学生の数が減少し、各学年1学級になった場合でも最低9教室が必要となり、児童向けの特別教室の整備も必要となるため、現在のひらた清風中学校校舎のみで小中一貫校の校舎として使用するのは難しい。

Q デジタル化による「書かない窓口」の推進について

「書かない窓口」及び「行かない窓口」は、遠くない時期に標準化されると私は考えている。

自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が声高に叫ばれる今日、交付金が活用できて住民の利便性につながる「書かない窓口」の推進は積極的に取り組むべきと考えるが、村長の考えは。

A 他の自治体の事例を参考に検討

▼住民課長

「書かない窓口」とは、各種証明の発行や印鑑登録、住民異動届に関する書類について、来庁者からの聞き取りにより職員が申請書の作成を支援することで、来庁者による申請書の記入を不要とするもの。来庁者は、本人確認のためのマイナンバーカード等の身分証明書を提示し申請内容を伝え、それを基に作成印刷された申請書の内容を確認し、署名するのみで手続を完了することができるもの。

一方、自治体側でも、受付窓口での審査、修正に係る事務負担が軽減され、手続時間の短縮により窓口の混雑が緩和されるという利点がある。



窓口の申請

策の一つとして、自治体窓口DXの全国展開を目指しているところ。本村においても、自治体システムの標準化と併せて、他自治体の事例を参考に、今後の方向性を検討していく。

また、「行かない窓口」については、現在、運用を開始している業務として、マイナンバーカードを利用した「転出・転入ワンストップサービス」や子育て・介護関係の行政手続のオンライン化事業、e-taxを利用した確定申告手続などがある。



水野 一彦 議員

Q 加速する情報社会に対応 できるように

昨今のデジタル技術の発展は目覚ましく、身の回りにあるあらゆるものがデジタル化され、日々の進化に驚くばかりである。

今後、ますますデジタル社会が進化していく中で、パソコン教室やスマートフォン教室を公民館事業として定期的に開催できないか。

A スマートフォン教室は開催

▼教育課長

昭和63年度から約20年、公民館事業としてパソコン教室を開催。その後パソコンは職場や家庭に普及し、使いやすさが向上し、パソコン教室の受講者数は定員の半数を下まわるようになり、その役割を終えたものとして本村のパソコン教室は終了した。

現在は、コロナ禍の対応として人の移動や直接対面を避けるため、また労働力不足への対応等から、スマートフォンを活用した民間サービスや国の手続き等が加速し、使いこなす事は今後の住民活動にも影響していくと考えられることから、本村では昨年7月に公民館講座としてスマートフォン教室を開催し、来年度も住民の利用向上のため、開催したい。

要望

パソコンの機能は進化し続け、追いついていけない状況。再度パソコン教室を再開していただきたい。



高橋 七重 議員

Q 女性消防クラブの活動を 見直す時ではないか

① 婦人消防クラブ結成の目的は。

② この会の交付金は、活動する事が前提で村が支出している。しかしコロナ禍でこれまでのような活動ができるのか。できないのなら交付金を見直すべきではないか。

③ 交付金の使途については「領収書等はいらないお金」とされているのはなぜか。各支部により使途は異なるようだが、本来はどのように使うのが望ましいのか。

A 自主的な活動を支援する

▼総務課長

① 家庭における予防消防の徹底と防火思想を普及し、火災の減少を図る事。具体的な事業は、普通救命講習、初期消火訓練、視察研修、防火診断など。

② 見直しは考えていない。

③ 備品の購入や集会時の飲食だけではなく、活動

に関するものであれば制限はしていないし、領収書の提出も求めている。活動を円滑に、少しでも負担を減らして実施できるよう活用して欲しい。

再々 Q 交付金の使途に制限はないとのことだが、実際に活動内容が伝わっていないために、いろんな疑問が出てくるのではないかと。総会や役員変更時に再度確認が必要ではないか。

再々 A ▼村長

このクラブは、平田村から火災を無くし、犠牲者を無くそうとの思いから自主的に結成された組織。この交付金は、組織の維持運営の一助になればとの思いから、少額ではあるが村が一方的に交付しているもの。廃止や減額することで士気の低下を招き、解散も心配される。



Q 難聴者のために 磁気誘導ループの導入を

公共施設等に「きこえ」を解消するために磁気誘導ループを整備してはどうか。磁気誘導ループとは、劇場や講堂、体育館等の床にあらかじめアンテナ線を敷設する。するとアンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に目的の音声だけをクリアに届けることができる設備。例えば高齢者が集まる場所に、これが整備されていれば「きこえ」に不安のある人も積極的に参加できるのではないかと。

A ハレスコ、住民課窓口には 前向きに検討

▼健康福祉課長

きこえの問題は、個人それぞれですべて対応できるものがあるとは限らない。

磁気誘導ループを取り入れている自治体は、県内でも数か所と聞く。今後、利用実態等を調査し、本村にあった商品などを検討していく。

再々 Q 高齢者の社会参加を促す意味では、公共施設には必要な設備ではないか。ハレスコの建築前に言うべきだったが、ぜひ検討すべき。

再々 A ▼村長

ハレスコや住民課窓口の設置には、前向きに検討していく。

Q 村民がジュピア内でイベントを開催する際の利用料について

村内に住む人、または団体が主催者になり、営利を考えずにイベントを開催する場合は、「村長が認める特別な場合」に該当させる。または、「村民が主催者になるイベントを実施する場合」等を新たに要綱

に追加し、利用料の減免、または無料にする等の対応を検討すべきではないか。

A 施設の維持管理、運営の一部として活用

▼企画商工課長

減免基準の見直しについては、現時点では考えていない。質問のイベントは、バイクや旧車といった同じ趣味を持つ特定の方が参加するもの。村内の一部の商店では利益が出ているかと思われるが、村全体に利益がもたらされているような事業ではないと判断。

再々 Q 法人化したとはいえ、矛盾していることがたくさんある。イベントを開催することでもたす経済効果や知名度アップを考えれば、決まりだからと決めつけず、多角的にみて判断すべき。

再々 A ▼村長

いかなるイベントを開催してもジュピアランドのPRになることは理解している。使用団体が施設内を利用しているので、それ相応に負担して欲しい。それは、施設の維持管理、運営の一部として活用させて頂く。

他に、「地域子育て支援をさらに充実させるために」との質問をしました。



三本松和美 議員

Q 交付税措置額について

令和3年度決算の普通交付税22億4020万6千円に含まれる交付税措置額は、令和3年度現在の過疎対策事業債等の関連別の交付税措置額と措置額の総額は、

A 各種事業債の交付税措置額は5億7720万円

▼総務課長

過疎対策事業債2億2060万円、臨時財政対策債1億6490万円、緊急防災減災事業債4820万円、辺地対策事業債3030万円、災害復旧事業債680万円と公債費外個別算定需要額の学校教育施設整備事業債1300万円、地方道路整備事業債1190万円を合わせて5億7720万円であり普通交付税の25%を占め、償還実額7億9728万7000円に対する交付税措置率は72.4%となる。

再々 Q 交付税措置額については、全額戻ってくるもので、数字の出し方について違うのではないかと疑問を持っている。必ずくる金額は5億7720万円と判断してよいか。

再
A ▼総務課長
そのとおり。

Q 高校生への通学支援について

県立石川高等学校に通学するため福島交通を利用する生徒がいるが、部活動を18時まで行うため、18時発の最終便に乘れない時は親が迎えに行くことになる。

福島交通には村が運行補填を行っているので、最終便を18時30分発が可能になるよう要望してはどうか。または、村がバス運行会社等に補助金等を出して部活動後に利用できるようバスを運行させてはどうか。

A 一部の生徒の都合だけでは、時刻変更は難しい

▼企画商工課長

本村の意向だけで時刻変更は難しいところであり、関係する自治体（石川町）との協議が必要になる。機会を設け石川町と協議したい。

県立石川高校の生徒のために、村がスクールバスを運行することは、村民の理解が得られないと思われる。

再
Q 石川町と十分相談し、積極的な対応をお願いしたい。また、路線バスの時刻変更は難しいため、県立石川高校の生徒が学法石川高校のスクールバスを活用できないか提案したい。

再
A ▼村長

石川高校の生徒のためだけに時刻変更することはハードルが高すぎる。学石のスクールバスは、他校の生徒を乗せるとなると運送業法に抵触する等の問題も出かねない。申し入れすることは簡単なことではない。

再
Q 子どもが高校生になると通学が不便だということ、で、便利などころに転出してしまったらと心配。解決は難しいが、これを機に前向きな形でできる方法を考えていただきたい。

再
A ▼村長

できるだけ公平に物事を考えなくてはいけない。それと色々なことを実現するには財源確保が重要である。より良いものを求めていく。



Q 産業建設課を2課にする機構改革について

産業建設課の現状から2点について心配している。1点目は来客者の対応のスペース環境が充分整っていない。2点目は事業中心の建設関連と農業関連とは機関の構成、所掌事務や権限に置いて一人の課長が対応することは大きな負担となる。

そこで、産業建設課を2課にする機構改革を実施してはどうか。

A 時代に合った行政運営を検討する

▼総務課長

応接スペースについては1か所であるが、会議室が開いている場合は会議室を利用している。また、職員が窓口へ行き対応もしている。

以前は、住宅を建築する際、農業委員会や地域整備課での建築確認、住宅関係の相談をするなど2か所の課を行き来し相談せざるを得なかったが、現在は1か所で相談できる。また、産業建設課は4つの係があり、課長の負担も大きいと考えるが、それぞれの係に係長を配置し、課員全員で業務を行っている。

今後も現状と課題を精査し、住民サービスの向上、時代に合った行政運営のための行政機構の在り方について検討する。